大阪府の産業廃棄物対策

大阪府環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課

1．産業廃棄物の排出等の状況

平成22年10月現在の大阪府の人口は887万人で日本の総人口の6.9%を占めており、平成22年度の府内総生産（名目）は日本の7.6%を占めています。また、面積は全国で二番目に小さく高密度に土地利用が行われています。

大阪府域の産業廃棄物については、平成22年度の実態調査で、1,450万ｔが排出されています。そのうち発生事業場や許可業者において457万ｔ（32%）が再生利用、また、中間処理によって946万ｔ（65%）が減量化され、47万ｔ（3.3%）が最終処分されています（表１）。

特徴的なのは大阪府域の下水道の普及率が94.3%に達しているため下水道汚泥が多いことです。現在、下水道汚泥の99%が脱水や乾燥等により減量化されているため、全産業廃棄物から、これら汚泥に含まれる水分を除くと、排出量の39%になります。したがって、水分を除いた全部の産業廃棄物を全量再生利用しても、再生利用率は39%にしかならず、現状の再生利用率32%は、全量再生利用した場合の82%（32%／39%）に達していることになります。

複数種類の産業廃棄物が混ざった混合廃棄物については、主要な排出源は建設業で、排出量20万ｔのうち６万ｔ（32%）が最終処分されています。同じ建設業から排出される産業廃棄物でも、がれき類の比率は２%、木くずでも３%であるのに比べ、混合廃棄物は最終処分される比率が高くなっています。住宅密集地の解体作業では場所や時間等の制約により分別を十分に行うことができないことが、混合廃棄物発生の一因と考えられます。

搬出された産業廃棄物（621万ｔ）の行き先については、最終処分業者等に直接委託された23万ｔのうち83%に当たる19万ｔが府域で処理されています。また、中間処理業者に委託された597万ｔのうち、77%が府域の中間処理場で処理されています。

なお、環境省の推計では、大阪府域外へ移動し中間処理または最終処分された産業廃棄物のうち、83%が近畿圏で処理されています。このように、大阪府内の事業場から排出される産業廃棄物の多くが、府域や近畿圏で処理されています。

表１　大阪府内の産業廃棄物の排出、処分等の状況（平成22年度）　（単位：万トン）

内訳＼年間総量		排出量	搬出量	再生利用量	減量化量	最終処分量
		1,450	621	457	946	47
主な種類別	汚泥 *（業種別）下水道業*	986 *719*	199 *86*	72 *2*	895 *713*	19 *4*
	がれき類 *（業種別）建設業*	272 *270*	266 *264*	267 *265*	－ －	5 *5*
	鉱さい	32	32	30	0.2	2
	混合廃棄物 *（業種別）建設業*	23 *20*	23 *20*	10 *8*	6 *6*	7 *6*
主な業種別	下水道業	720	87	2	714	4
	建設業	401	395	352	29	19
	製造業	231	115	86	127	18

2．排出事業者への指導

産業廃棄物の適正処理や減量化には、排出事業者への指導が必須であり、立入検査や多量排出事業者報告の際などに指導を行っています。業種別排出量は、表1に示すとおり下水道業が一番多く、次いで建設業となっています。建設業に関しては、建物等の解体時に多くの産業廃棄物が発生しますが、近年は、高度成長期に建てられた建物等の解体時期になっています。また、この時期の建物にはアスベストを含む建材が使用されている場合があり、これらは、石綿含有産業廃棄物として適正に処理する必要があります。

石綿含有成形板いわゆる石綿含有スレート板に関しては大気汚染防止法上での規制はありませんが、大阪府生活環境の保全等に関する条例の規定で、石綿含有スレート板を一定規模（1,000㎡）以上使用している建築物等の解体等作業を行う場合の届出を義務付けています。また、解体等の工事に先立つ事前調査を義務付けし、解体等作業を行う場合の作業実施基準についても規定しています。しかしながら、最近、事前調査を行わず、不適正に取り扱われる事案が連続して発生しました。そこで、これら不適正事案を未然に防止するため、建設リサイクル法の届出により解体作業の情報を把握し、大気汚染防止法や大阪府生活環境の保全等に関する条例を所管する市町村とも連携し、解体作業前に適切な指導を行うなどの対応も行っています。

また、この建設リサイクル法の届出情報は、業務用冷凍空調機器に含まれるフロンの回収促進にも活用しています。

3．産業廃棄物処理業者への指導等

大阪府が所管する産業廃棄物処理業者（政令市等所管分除く。）は、平成24年８月１日現在、収集運搬業7,512業者（内、積替え保管含む：129業者）、中間処理及び最終処分業192業者となっています。平成23年４月１日以降、産業廃棄物収集運搬業許可の合理化により、積替え保管を含まない収集運搬業者が約900業者増加しましたが、その他の区分についてはほぼ横ばいの業者数となっています。

これらの業者に対しては、定期的に立入検査を行い、また、周辺住民から苦情等があった場合も迅速な対応に努め、違法行為が認められた場合は、文書による警告や行政処分を行うなど適正処理の確保に努めています（表２）。

表２　産業廃棄物処理業者等指導実績（平成23年度）

区　分	立入検査	文書による警告	行政処分			
			改善命令	措置命令	事業停止	許可取消
許可業者	636	6	0	0	1	15
その他	222	0	0	0	0	0
計	858	0	0	0	0	0

（注　「その他」とは、登録廃棄物再生事業者や無許可処理業者等に係る指導実績を示す。）

法律改正により導入された優良産業廃棄物業者認定制度については、平成24年８月１日現在、優良認定と優良確認を併せ、121業者となっています。

大阪府では、産業廃棄物を排出する事業者（排出事業者）向けの保険制度を運用する株式会社損害保険ジャパン（損保ジャパン）との間で、優良な産業廃棄物処理業者への委託を促進することや排出事業者向け普及・啓発セミナーを府と協働で開催するなどを内容とする協定を、平成24年２月に締結し、「優良な産業廃棄物処理業者の育成」を推進しているところです。

また、大阪府域の産業廃棄物の最終処分の特徴としては、フェニックス事業（大阪湾圏域広域処理場整備計画）があります。大阪府域はもちろん、近畿圏の内陸部では高密度に土地利用がなされており、廃棄物の最終処分場を確保することが困難な状況です。そこで、大阪湾の埋め立てにより、近畿圏から発生する廃棄物（産業廃棄物及び一般廃棄物）の最終処分を行い、埋め立てた土地を活用して港湾機能の整備を図ることとし、近畿の自治体、港湾管理者が出資し事業を行っています。平成22年度には、近畿の２府４県168市町村の範囲を受け入れ対象区域に、大阪湾内４か所の最終処分場（内２か所は大阪府の地先海面に所在）において、合計96万ｔの産業廃棄物を受け入れています。

4．不適正処理対策

大阪府は面積が小さく、また、高度に都市化が進んだ地域が多いため、大規模な不法投棄等はあまり見られませんが、事業場の密集する地域などを中心に野焼きが多発し、また、市街地から離れた山間部などでは小規模な野積みが多く見られます。

大阪府では不適正処理の早期発見・早期解決を図るため、警察や市町村等関係機関と連携して監視体制を強化してきました。さらに、市町村長からの推薦により、府民（平成24年度：８名）を「不法投棄等監視連絡員」に委嘱し、府民参加による地域に密着した監視も行うなど、不適正処理の根絶に向けて監視を強化しています。

また、６月と11月を「産業廃棄物不適正処理防止推進強化月間」と位置付け、産業廃棄物運搬車両の路上検問や陸上パトロールでは発見が困難な山林地域における不適正処理の早期発見を目的としたスカイパトロール等を、近隣自治体や関係機関と連携して実施しています。

こうした取り組みにより、近年は大規模な不適正処理事案に至った事例はほとんどなく、不適正処理件数は平成15年度をピークに毎年減少傾向を示し、平成23年度では316件となっています。しかしながら、建設系廃棄物を中心とした野積みは依然後を絶たない状況にあり、仮置と称する長期放置や自家物と称する下請業者による保管などの事案が多く見られます。建設系廃棄物の元請責任一元化に係る法改正を受けて、下請業者による違法な保管行為などが疑われる事案については、建設リサイクル法の届出情報や廃棄物処理法の報告徴収等を活用して元請業者を調査し、当該下請業者への指導はもちろん、元請業者に対しても元請責任による適正処理についての指導強化に努めています。

5．おわりに

大阪府ではこれまでの廃棄物処理計画における廃棄物の減量と適正な処理に加え、近い将来あるべき循環型社会を目指すものとして「大阪府循環型社会推進計画」を平成24年３月に策定しました。今後も引続き、府民、事業者と連携・協働し循環型社会の形成に取り組んでまいりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。